

貨物自動車運送事業報告規則

(趣旨)

第一条 貨物自動車運送事業法(以下「法」という。)第六十条第一項(法第三十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定による報告については、この省令の定めるところによる。

(事業報告書及び事業実績報告書)

第二条 貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く。)は、次の表の第一欄に掲げる事業者の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる国土交通大臣又はその主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長(以下「所轄地方運輸局長」という。)に、同表の第三欄に掲げる報告書を、同表の第四欄に掲げる時期に提出しなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一 一般貨物自動車運送事業者(次号に掲げる者を除く。)	所轄地方運輸局長	毎事業年度に係る事業報告書	毎事業年度の経過後百日以内
		前年四月一日から三月三十一日までの期間に係る事業実績報告書	毎年七月十日まで
二 特別積合せ貨物運送(運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その起点から終点までの距離の合計(運行系統が重複する部分に係る距離を除く。)が百キロメートル以上のもの)を行う一般貨物自動車運送事業者	国土交通大臣	毎事業年度に係る事業報告書	毎事業年度の経過後百日以内
		前年四月一日から三月三十一日までの期間に係る事業実績報告書	毎年七月十日まで
三 特定貨物自動車運送事業者	所轄地方運輸局長	前年四月一日から三月三十一日までの期間に係る事業実績報告書	毎年七月十日まで

決算から
100日以内
です。

2 前項の事業報告書は、事業概況報告書(第一号様式)並びに貸借対照表、損益計算書及び次に掲げる財務計算に関する明細表とする。

一 一般貨物自動車運送事業損益明細表(第二号様式)